

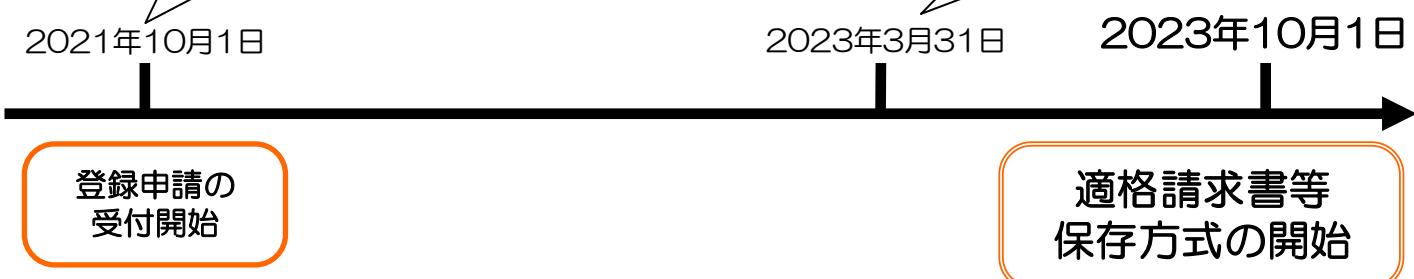
ご存じですか？

インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

《登録申請のスケジュール》

登録申請手続は
2021年10月1日
からですでに
始まっています。

2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として
2023年3月31日
までに登録申請手続を行う必要があります。



《仕入税額控除の要件》

	2023年9月まで	2023年10月より
請求書等	区分記載請求書等の保存	変更 適格請求書(インボイス)等の保存

制度開始に向けてのポイント

- 1 仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要
 - 2 適格請求書発行事業者が、インボイスを発行できる
 - 3 適格請求書発行事業者の登録申請は2023年3月31日まで
 - 4 販売管理システム・財務会計システムの対応



お気軽に
お問い合わせ
ください

加美コンピューターサービス株式会社

〒547-0005 大阪市平野区加美西2丁目6-1

TFI (06) 6792-6480

FAX (06) 6794-5850